

平成 24 年度報酬改定（生活介護）

生活介護

◆新規加算

◎送迎加算（片道 27 単位） ※「送迎加算に関する届出書」の提出が必要

居宅と事業所間の送迎を行った場合について、片道につき所定の単位数を加算する。



片道・往復利用問わず実人数で判断

- 当該月において 1日の送迎人数の平均が10人以上（ただし、定員20人未満の事業所にあつては、定員の100分の50以上）で、かつ、週3日以上実施していること
- 送迎を外部委託により実施した場合も加算の対象
- 居宅以外の場所と事業所間との送迎は対象外
- 利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象外

◆追加加算（片道 14 単位加算）

送迎を利用する者において、区分5若しくは区分6に該当する者または区分4以下であつてこれに準ずる者の割合が100分の60以上である場合に、送迎を利用する者全員について加算される。

- 1 区分4以下で、行動関連の点数が8点以上の者
※ 受給者証の「支給量等」欄に「行動援護対象者」と記載
- 2 区分4以下で、喀痰吸引等を必要とする者
※ 人員配置体制加算（Ⅰ型）及び（Ⅱ型）参照

◎延長支援加算（61 単位・92 単位/日） ※施設入所者は除く

運営規程に定める営業時間が8時間以上の事業所において、利用者に対し、営業時間の前後の時間（延長時間帯）において支援を実施した場合に、当該利用者に対し、所定の単位数を加算する。



- 延長時間1時間未満：61単位 延長時間1時間以上：92単位
- 「営業時間」には、送迎に要する時間は含まない。
- 個々の利用者の実利用時間が8時間以上である必要はなく、営業時間を超えてサービスを提供する場合は、サービス提供時間が8時間未満であっても加算の対象となる。
- 延長時間帯には、指定基準により置くべき職員（生活支援員等直接支援業務に従事する者に限る）の1名以上の配置が必要

◎障害福祉サービスの体験利用支援加算（300 単位/日） ※施設入所者に限る

利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、当該事業所の従業員が所定の支援を行った場合に本体報酬に代えて算定する。



- 対象となる支援の内容
 - ・ 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援
 - ・ 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助
 - ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等
 - ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助
- 体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外に本体報酬及び加算は算定できない。**
- 原則として体験利用日に算定することとなるが、体験利用日以前に連絡調整等の援助を行っている場合は、当日の支援がなくても体験利用日の初日に限り算定することが可能

◆新規減算

◎開所時間減算

運営規程に定める営業時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算する。



□「営業時間」には、送迎に要する時間は含まない。

□個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、開所しているが利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合には減算の対象とはならない。

□減算は本体報酬に対してのみ行い、各種加算には適用されない。

◎大規模事業所減算

一体的な運営が行われている利用定員81人以上の事業所に対し、所定単位数の0.9%を減算する。

◆既存加算（変更点）

◎人員配置体制加算（Ⅰ型）及び（Ⅱ型） ※「人員配置体制加算に関する届出書」の提出が必要

□対象者要件の緩和

1 区分4以下で、行動関連の点数が8点以上の者（これまでは15点以上）

※ 受給者証の「支給量等」欄に「行動援護対象者」と記載

2 区分4以下で、喀痰吸引等（注）を必要とする者

※ 札幌市での対象者認定は行わず、各事業所において喀痰吸引等を必要の必要性を個別支援計画に明記したうえで認定する。

注 喀痰吸引等

- ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・胃ろう、腸ろう、経鼻による経管栄養

詳細については「人員配置体制加算の算定要件緩和について」（平成24年4月5日付通知）を参照

Q&A(H24.330 国資料抜粋)

生活介護における送迎加算の一定の要件を満たす場合の+14単位の算定方法如何。

(答)

送迎を利用する者において、区分5若しくは区分6に該当する者または区分4以下であってこれに準ずる者の割合が100分の60以上である場合に、送迎を利用する者全員について加算される。

生活介護の延長支援加算と開所時間減算について、運営規程には4時間以上の開所時間を定めている事業所が何らかの原因でその日4時間未満の開所時間になった場合は、減算となるのか。

(答)

運営規程における営業時間のみに着目しているので、たまたま4時間未満になった場合については、減算の対象にはならない。